各高齢者施設等 管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長 岸田 正寿(公印省略)

高齢者施設等の職員が新型コロナウイルス感染症の 濃厚接触者となった場合の取扱いについて(通知)

各施設・事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、感染防止対策 に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

今般、厚生労働省から、「介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応」について別添のとおり事務連絡があり、<u>下記の要件の満たす者は、濃厚接触者となった後も高齢者施設等</u>で介護に従事することが可能になりました。

ついては、同事務連絡に従い、貴施設等において適切に取り扱われますようお願いいたします。

記

1. 要件

- 新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所している高齢者施設等(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所をいう。)、外部からの応援職員の確保が困難な施設に従事する介護従事者であること。
- 他の介護従事者による代替が困難な介護従事者であること。
- 新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を実施済みで、3回目接種後14日日間経過した後 (ただし、2回目接種から6か月以上経過していないために追加接種を実施していない場合に は、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後でも可)であること。
- <u>無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査(当該検査による実施が困難であ</u>る場合は、抗原定性検査キットも可)により検査を行い、陰性が確認されていること。

2. その他

- 検査期間は、陽性者と接触があった日を0日として翌日から5日目に陰性が確認されるまでとする。
- 本取扱いを適用しない場合の高齢者施設・事業所の関係者が濃厚接触者となった場合の待機期間の取扱いについては、変更ありません。(次頁の図解をご参照ください。)

【パターン1】(入所系の事業所で最も早く復帰できる場合)

要件に該当する職員が、毎日業務前に検査で陰性を確認し、勤務する。

濃厚接触者	最終接触 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
検査結果	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	検査不要
出勤	可	可	<u>可</u>	可	<u>可</u>	<u>可</u>	可
	<u> </u>	<u></u>	<u></u>	<u>-1</u>	<u>-1</u>	<u></u>	<u>ı</u>
例	3月1日	3月2日	3月3日	3月4日	3月5日	3月6日	3月7日

【パターン2】(入所系以外の事業所で最も早く復帰できる場合)

4日目及び5日目に検査で陰性を確認し、5日目から勤務する。

最終接触 O日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
_	_	_	_	陰性	陰性	検査不要
不可	不可	不可	不可	不可	可	可
3月1日	3月2日	3月3日	3月4日	3月5日	3月6日	3月7日
	O日目 一 不可	O日目 「日日」 一 一 不可 不可	O日目 THE 2日日 一 一 一 不可 不可 不可	O日目 THE 2HE 3HE - - - - 不可 不可 不可 不可	O日目 1日目 2日日 3日日 4日日 一 一 一 陰性 不可 不可 不可 不可	O日目 THE ZHE 3HE 4HE 5HE - - -

【パターン3】(全事業所共通)

7日間の健康観察(自宅待機)期間を経て、8日目から勤務する。

濃厚接触者	最終接触 O日目	1日目	2日目		6日目	7日目	8日目
検査結果	_	_	_		_	_	検査不要
出勤	不可	不可	不可		不可	不可	<u>可</u>
例	3月1日	3月2日	3月3日		3月7日	3月8日	3月9日
				·			

担当:施設·事業者指導担当

電話:048-830-3254